

**指定介護予防支援・
第 1 号介護予防支援事業
重要事項説明書**

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名(事業者名)	(フリガナ) シャカイフクシホウジン トウカイシシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 東海市社会福祉協議会	
法人の種類	社会福祉法人	
運営主体の所在地	愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1	
代表電話番号・FAX	TEL 052-689-1605	FAX 052-604-5001
ホームページアドレス		
運営主体の開設年月	昭和 45 年 9 月	
運営主体の代表者氏名	会 長 加 藤 菊 信	
(フリガナ) 事業所名	トウカイシコウレイシャソウダンシエンセンター トウカイホウカツシエンセンター 東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター)	
管理者の役職・氏名	主任介護支援専門員 松岡 道陽	
事業所の所在地	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター) 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1	
	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター分室) 愛知県東海市加木屋町南鹿持 27 番地の1	
交通の方法	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター) 名鉄常滑線聚楽園駅下車 徒歩約5分	
	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター分室) 名鉄河和線八幡新田駅下車 徒歩約10分	
代表電話番号・FAX 番号	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター) TEL 052-689-1606 FAX 052-602-0381	
	東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター分室) TEL 0562-31-3312 FAX 0562-34-7373	
ホームページアドレス		
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 あり	
介護保険の指定番号	2304100049	
指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	
指定更新年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
運営の方針と事業所の特色など	- センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 - 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 - 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 - 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 - 事業の運営に当たっては知多北部広域連合、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、他の第1号介護予防支援事業を行う者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。	

2. 職員の体制に関する事項

所属する管理者の人数					常勤			
					専従	兼務	計	
					0人	1人	1人	
所属する担当職員 の人数・構成	所属する 保健師又は経験 豊富な看護師の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		2人	2人	4人	0人	0人	0人	
	所属する 主任介護支援専門 員の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		4人	0人	4人	1人	0人	1人	
	所属する社会福祉 士の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		2人	2人	4人	1人	0人	1人	
	所属する介護支援 専門員の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		1人	2人	3人	1人	0人	1人	
	所属するその他職員 の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	所属する事務職員 の人数	常勤			非常勤			
		専従	兼務	計	専従	兼務	計	
		0人	2人	2人	2人	1人	3人	
	サービス従業者の健康 診断の実施の有無	有り						

常勤職員の所定労働時間	1 週間当たり 38時間45分
-------------	-----------------

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～ 金曜	8:30～17:15 (9:00～16:00)	土曜	: ~ :	日曜・ 祝日	: ~ :
	特記 事項	但し、祝祭日及び12月29日～1月3日は除く 分室も同じ				
サービス提供地域	東海市全域					
損害賠償保険へ加入・ その他 ()	損害賠償保険へ加入あり					
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間 (土日祝日・年末年始を除く)	事業所又は法人に 設置された苦情・ 相談対応窓口	名称 東海市高齢者相談支援センター (東海包括支援センター)				
		連絡先電話番号(052 -689-1606)				
		対応時間 (9:00 ~ 16:00)				
	外部に設置された 苦情・相談対応窓口	名称 東海市市民福祉部高齢者支援課				
		連絡先電話番号(052 -689-1600)				
		対応時間 (9:00 ~ 16:00)				
		名称 知多北部広域連合事業課給付係				
		連絡先電話番号(052 -689-2263)				
		対応時間 (8:30 ~ 17:15)				
	国保連苦情・相談対 応窓口 (介護サービス 苦情相談窓口)	名称 愛知県国民健康保険団体連合会				
		連絡先電話番号(052 -971-4165)				
		対応時間 (9:00 ~ 17:00)				
事故発生時の対応	従事者は、利用者に対する指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業の提供により事故が発生した場合には速やかに知多北部広域連合、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。					
秘密の保持	従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報使用同意書により得ます。					

虐待の防止のための措置	虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に対し研修を定期的実施するなど必要な措置を講じることとする。また、当該措置を適切に実施するため、担当者を配置する。
身体的拘束等の適正化	指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
利用料	基本的に利用者負担はありません。

介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 8年 月 日

事業所名称 東海市高齢者相談支援センター
(東海包括支援センター)

所在地 東海市荒尾町西廻間2番地の1

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

令和 8年 月 日

利用者	住所	東海市
	氏名	
代筆者	住所	
	氏名	